

滋賀県自殺対策計画の改定について

1 趣旨

本県では、平成30年3月に滋賀県自殺対策計画を策定し、基本理念である「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現～」を目指し、各種施策に取り組んできた。

県内の自殺者数は、平成15年の330人をピークに減少傾向にあったが、近年は220人前後で増減を繰り返し、令和元年、令和3年は対前年比で増加し、若年層や女性の自殺者の割合が増加している。

本計画の計画期間が令和4年度までであることと、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念等から、現行計画における成果と課題、社会環境の変化や国の動向、県民のニーズ等を踏まえ、自殺対策の一層の推進を図るため、次期計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- ・自殺対策基本法第13条第1項に基づく都道府県計画
- ・「滋賀県保健医療計画」および「滋賀県障害者プラン2021」「健康いきいき21－健康しが推進プラン－」「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画」の趣旨を踏まえた計画とする。

3 計画期間

令和5年度から令和9年度末までの5年計画とする。

4 計画の構成（案）

別紙「次期滋賀県自殺対策計画 骨子案」のとおり

5 策定に向けたスケジュール（案）

令和4年	7月15日	自殺対策庁内連携会議
	8月19日	自殺対策連絡協議会
	9月2日	県政経営幹事会議
	9月6日	県政経営会議
	10月7日	常任委員会報告（骨子案）
	10月	自殺対策連絡協議会計画改定部会
	11月	自殺対策連絡協議会計画改定部会
	12月	常任委員会報告（素案）
	12月～1月	県民政策コメント
令和5年	2月	自殺対策連絡協議会
	3月	常任委員会報告（最終案）